

令和6年（2024年）3月から適用する公共工事設計労務単価等
の特例措置について

このことについて、熊本県農林水産部においては、特例措置を下記のとおり
運用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 運用日 令和6年（2024年）3月1日

添付文書

- ・「令和6年（2024年）3月から適用する公共工事設計労務単価等の特例措置に係る運用について」
- ・「令和6年（2024年）3月から適用する労務・技術者単価の取り扱い区分」